

豊橋技術科学大学と岐阜工業高等専門学校、沼津工業高等専門学校、豊田工業高等専門学校、
鳥羽商船高等専門学校、鈴鹿工業高等専門学校との教育研究交流に関する協定書

豊橋技術科学大学（以下「甲」という。）と岐阜工業高等専門学校（以下「乙1」という。）、
沼津工業高等専門学校（以下「乙2」という。）、豊田工業高等専門学校（以下「乙3」という。）、
鳥羽商船高等専門学校（以下「乙4」という。）鈴鹿工業高等専門学校（以下「乙5」という。）
は、教育及び学術研究上の協力関係を推進するための協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙1、乙2、乙3、乙4、乙5（以下「乙」と総称とする。）が包
括的な連携・協力のもと、教育及び学術研究を推進するため、相互に交流を行うことを目
的とする。

（交流事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について相互に交流を行う。

- (1) 教育連携及び共同研究等の実施とこれに伴う学生、教員の交流
- (2) 両者が相互に関心を有する分野における情報及び資料の提供
- (3) その他必要と認める事項

（交流の実施）

第3条 前条に掲げる交流事項を実施する際において、費用負担等については、事前に甲と
乙が協議するものとする。

（期間）

第4条 この協定書の有効期間は、平成23年 7月 1日から5年間とする。ただし、こ
の協定書の有効期間満了の6カ月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがない
場合には、自動的に更新される。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、交流の具体的な事項については、甲と乙が協議して別
に定めるものとする。

本協定書は6通作成し、甲と乙がそれぞれ1通を保有する。

平成23年 7月 1日

(甲)

国立大学法人

豊橋技術科学大学長

神佳之

(乙1)

(乙1)

独立行政法人国立高等専門学校機構

岐阜工業高等専門学校長

北田敏廣

独立行政法人国立高等専門学校機構

沼津工業高等専門学校長

柳下福藏

(乙2)

(乙2)

独立行政法人国立高等専門学校機構

豊田工業高等専門学校長

高井吉明

独立行政法人国立高等専門学校機構

鳥羽商船高等専門学校長

藤田稔彦

(乙3)

独立行政法人国立高等専門学校機構

鈴鹿工業高等専門学校長

高橋誠二